

住 宅

借上公共賃貸住宅 入居者募集

- 募集住宅
 - センチユリー21（神明町一丁目16番地3）
 - エクセル湯山（湯山町五丁目3番地4）
 - ロイヤルハ幡（八幡町五丁目1番地19）
 - パークビレッジ（神明町二丁目12番地1）
 - ヒラ湯山（湯山町二丁目2番地4）
 - ハイツセブン（真竹町四丁目10番地3）
- 申込資格
 - ・同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む。以下同じ）があること。
 - ・同居または同居しようとする親族が、借上住宅に関する条例に規定する暴力団員でないこと。



申込受付期間 いつでも（土・日曜日の午前中可）
申込受付場所 市民生活グループ

問合せ先
市民生活グループ
☎ 522-1111（内線265）

その他の
小型の物置が各戸にあります。
入居すると家賃以外に共益費・駐車場料金が必要です。
収入基準計算方法・間取りなど、詳しくは問い合わせください。

収入基準（所得月額）が20万円を超える、44万5,000円以下の世帯。
現在、住宅に困窮していることが明らかな世帯。
市県民税を滞納していない世帯。

消 防

春季火災予防運動 3月1日(木)～7日(水)

- 3つの習慣
 - ①寝たまゝには、絶対やめる。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、かならず火を消す。
- 4つの対策
 - ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - ③火災を小さいうちに消すため。

空気が乾燥して、火災が発生しやすい季節になりました。
私たちの生活の中には、火災の原因となる要素が多数あります。その要素を取り除いて火災が発生しない環境をつくるには、火災予防の知識と備えが必要です。
春の火災予防運動が始まるこの機会に、みんなで火災予防に取り組みましょう。

住宅防火 命を守る フつのポイント

「逃げ遅れ」により多くの人が亡くなっています。
住宅火災による死亡原因の第1位は「逃げ遅れ」です。
就寝中の火災に気付かずいたケースがもっとも多いのが特徴です。就寝中は、火災に気付くのが遅れ、気付いたときには既に火が回った状態となり、有毒ガスにより、身動きが取れなくなる場合が多いようです。
住宅用火災警報器を設置することで死者数がおおむね半減します。
では、どこに取り付ければよいのでしょうか。
寝室・台所です。寝室が2階にある場合には階段にも設置が必要です。

住宅用火災警報器は平成22年4月1日からすべての住宅に設置義務となりましたが、まだ全世帯に設置がされていません。大切な命を守るために1日でも早く自宅に住宅用火災警報器を設置しましょう。

冬季・春季は特に危険
火災による死者は、火氣を使

に、住宅用消火器などを設置する。
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
すべての住宅に住宅用火災警報器を!!

救命講習会 問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課
☎ 633-0136

会 場	碧南消防署	安城消防署
講習会名	小児・乳児応急救手当講習会	普通救命講習会I
開催日	3月10日(土)	3月11日(日)
開催時間	午前9時～11時	午前9時～正午
定員	先着20人	先着20人
申込先細	無料 3月5日(月)午前9時から募集開始 ☎ 41-2625 救急係へ	無料 3月5日(月)午前9時から募集開始 ☎ 75-2494 救急係へ
対象	碧海5市在住・在勤の方	※いずれの会場でも受講できます。

用する冬季・春季（12月、1月～3月）に多く発生し、全体の48.6%を占めています。中でも午後10時から午前6時までに発生した火災では、昼間の約2倍の死者が発生しております。